

## 尾道市の村井家住宅が、国の登録有形文化財(建造物)へ

令和7年11月21日(金)、国の文化審議会(会長 <sup>しまたにひろゆき</sup> 島谷弘幸)は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

### 1 答申予定の文化財建造物

- ・ <sup>むらいけじゅうたくおもや</sup> 村井家住宅主屋 (旧市村郵便局) (尾道市御調町市)
- ・ <sup>むらいけじゅうたくどぞう</sup> 村井家住宅土蔵 (尾道市御調町市)

### 2 今後の予定

答申の3～6か月後に、登録原簿に登録予定。

### 3 文化財の概要

名称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
村井家住宅主屋 (旧市村郵便局)	江戸末期／昭和 4年増築	木造二階建、セメント 瓦葺、建築面積 213 m <sup>2</sup>	一 国土の歴史的景観に 寄与しているもの
村井家住宅土蔵	江戸末期	土蔵造二階建、瓦葺 建築面積 64 m <sup>2</sup>	一 国土の歴史的景観に 寄与しているもの
特 徴 な ど			
<p>旧出雲往来に東面して建つ旧郵便局を併設する主屋と土蔵。当該地域は市村といわれた旧村で、戦後まで家畜市の立つ宿場町があり、建物はその宿場町の商店が立ちならぶ町並みの一角に位置している。江戸時代には、家主が大庄屋、御山奉行の役を務め、その役割にふさわしい建物の規模、造りとなっている。</p> <p>主屋は2階建切妻造棧瓦葺の町家の南側にアーチやメダリオンで飾った石造風外観の郵便局を付加する。全体の平面は奥行が深く、座敷は良材を用いた端正なつくり。洋風の郵便局を備えた外観が街道の賑わいを伝える。</p> <p>土蔵は主屋の土間北側に接続して建つ。2階建切妻造で置屋根形式の棧瓦葺で正面に下屋を付す。小屋組は曲がり梁を用いた和小屋。主屋と一体となって街道沿いの景観を形成する。</p>			



村井家住宅主屋（旧市村郵便局）（北東外観）



村井家住宅主屋（旧市村郵便局）（左：1階和室、右：2階和室）



村井家住宅土蔵（左：土蔵2階、右：北東外観）

**登録有形文化財（建造物）とは**

建築後 50 年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

**<登録基準>**

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
小計		26				26
重要文化財	建造物	59	重要文化財	建造物	45	104
	絵画	11		絵画	52	63
	彫刻	43		彫刻	94	137
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5		歴史資料	4	9
小計		204	小計		319	523
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		68	72
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	2				2
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	28		史跡	125	153
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	114	129
小計		56	小計		246	302
重要伝統的建造物群		4				4
合計		301	合計		640	941

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国 選定保存技術		2
国 登録文化財	登録有形文化財(建造物)	321 (+2)
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回登録の答申後、告示がなされた後のものである。( )は変更件数。